

小糸南自治会 防災部 行動手順書		作成・改訂
		2014年 5月 改訂
No.4	防 災 部 の 地 震 発 生 時 行 動 その 3-1	

各班員は、「個人の行動」の後、「一時避難場所」に集合し、周辺の状況および避難者の報告内容から被害が発生していると判断した場合は次の活動を行う。

時間経過	防災部長・副部長	救出救護班	避難誘導班	情報収集班
大地震発生 ～20分	<p>2 一時避難場所で避難誘導班に自身の安全報告の後に小糸南自治会館前庭の本部へ詰め、防災倉庫を解錠</p> <p>6 救出救護班から救出支援要請が有った場合 状況把握後 湘防災様式 10 を発行し情報収集班に地域防災拠点本部へ支援要請するように指示する</p> <p>7 被害状況を把握し、地域内外での火災発生状況から広域避難場所への避難要否を判断、情報収集班を経由して避難誘導班へ指示を出す</p>	<p>1 一時避難場所で班長不在の場合は、副班長が任務を代行する 避難誘導班員 および 情報収集班員が不在の場合は、代行者を指名し班の任務を遂行させる</p> <p>4 救助要請を受けて班長の指揮のもと、状況確認あるいは救助に現場へ出向 (余震と火災に注意) 重量物の下敷きになっているなど救出班では救助困難者を発見した場合は救出支援要請を情報収集班に連絡する</p>	<p>3 避難家族ごとに次の報告を受け、湘防災様式 1「情報記録用紙」に記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助を必要とする家族の有無 ・世帯人数と安否確認人数 ・住居損壊の状況 ・避難施設へ避難希望人数 <p>避難報告の無い世帯及び救助を要請された世帯名を救出救護班長に報告</p>	<p>5 救出支援要請および担当区域内の出火の有無を防災部長へ報告のため、情報把握の後に記入済みの湘防災様式 1 を持って本部へ出向</p>

No.4

防 災 部 の 地 震 発 生 時 行 動 その 3-2

広域避難場所への避難指示が出た場合

時間経過	防災部長・副部長	救出救護班	避難誘導班	情報収集班
大地震発生 ～30分	3 可能な状況なら 地区防災拠点本部へ被害状況および広域避難場所へ移動することを湘防災様式3「被害状況報告」で報告する		1 避難者を引率して広域避難場所へ移動する その場合の避難経路は避難誘導班員が決める	2 救出救護班が災害現場に出向している場合は撤退を指示し、確認後に広域避難場所へ出発したことを防災部長に報告 自身も避難する

火災発生などの緊急性が生じていない場合

避難施設運営班は本部(小糸南自治会館前庭)に集合し、避難施設開設のため小糸小学校避難施設へ出向

時間経過	防災部長・副部長	救出救護班	避難誘導班	情報収集班
大地震発生 ～60分	一時避難の解除可否を判断する	重傷者が発生して119番不通の場合は湘防災様式2「人命救助依頼表」に状況を記入し、地区防災拠点本部へ救助依頼するか 負傷者を最寄りの医療機関あるいは北医療センターへ搬送する		地区防災拠点本部へ被害状況を湘防災様式3「被害状況報告」で報告

No.4

防 災 部 の 地 震 発 生 時 行 動 その 3-3

時間経過	防災部長・副部長	救出救護班	食糧物資受入班 (避難誘導班が兼務)	情報収集班
大地震発生 ～4時間	避難施設開設後に避難施設生活希望者を引率 地区防災拠点本部から他の自主防災組織への支援要請があった場合、可能な状況なら支援要員を派遣する			小糸小学校避難施設運営委員会から発信される情報の把握と住民へ広報
大地震発生 ～24時間	小糸小学校避難施設運営委員会と生活情報、復旧情報などの情報交換会を定期に行う (内容によっては自治会長も出席する)		在宅被災者からの 飲料水・食糧・物資の支給要請把握 湘防災様式4「飲料水・食糧・物資の配給依頼伝票」に記入し、小糸小学校避難施設運営委員会に支給要請	住民に安否未確認者が有る場合、湘防災様式5「安否未確認者届出」に記入してもらい小糸小学校避難施設運営委員会へ提出
大地震発生 ～48時間	必要があれば小糸小学校避難施設運営委員会と連携してボランティア派遣要請および受け入れをする		小糸小学校避難施設運営委員会から配給の飲料水・食糧・物資の受取りと在宅被災者へ配給	住民が一時転居で留守となる場合、その転居先を湘防災様式6「一時転居届出」に記入してもらい自治会会長へ提出